

中企団特別研修会 DVD販売のご案内



中小企業福祉事業団



賃金時効の延長に対応するための「労働時間管理」改善の基盤とは

民法改正に伴い、2020年4月から、労働基準法の賃金請求権の時効期間は、2年から3年へと延長されています。この3年というのは当面の間の措置であり、将来的には、時効期間は5年になることが決まっています。賃金請求権の時効期間の延長は、残業代を巡るトラブル等により賃金の遡及払いが必要となる場合における事業主のリスクの増大を招きます。このような賃金に関するトラブルの中には、労働時間の把握や労働時間制度の運用につき、事業主が十分な理解を欠いていることに起因するものが少なくありません。

そこで社労士には、指針や判例などを踏まえ、労働時間管理の適正化を促進すべく、事業主に対し、建設的なアドバイスをすることが求められます。

この研修会においては、まず、賃金請求権の時効に関する経緯と現状を確認し、労働時間の適正把握に関するガイドラインのポイントを解説します。その上で、近年の労働時間関連の重要判例を紹介しつつ、労働時間管理に関する留意点に言及します。

主な講義項目

- 1 賃金時効延長の経緯と現状
- 2 労働時間適正把握ガイドラインの解説
- 3 判例を踏まえた労働時間管理
 - ・労働時間の意義：三菱重工長崎造船所事件
 - ・みなし労働時間：阪急トラベルサポート事件
 - ・変形労働時間：大星ビル管理事件
 - ・裁量労働制：エーディーディー事件

収録時間 約2時間30分（11月29日収録予定）

講師

特定社会保険労務士 滝 則茂 氏

中小企業福祉事業団幹事。社会保険労務士法人LEC社員。東京都福祉サービス第三者評価評価者。名古屋市生まれ。中央大学法学部法律学科卒業。1989年社会保険労務士登録。

2006年特定社会保険労務士付記。東京リーガルマインド主任研究員として、企業研修、職業訓練、資格取得講座などの企画、教材開発、講義を担当。2003年4月より、社会保険労務士法人LECにて、労務相談、就業規則関連業務などに従事する一方、社労士向けセミナーの講師として活躍中。

費用

DVD購入費用：常任幹事社労士 無料自動送付 ※幹事社労士高度化事業のお申し込みの先生
幹事社労士 5,500円（税・送料込）

発刊予定：12月21日（水）

※申込受付後追って振込要領をご連絡します。（振込手数料はご負担ください。）

レジュメ・資料はCDで同梱となります。

DVD<No.453>購入申込書

以下をご記入の上、メールまたはFAXにてお申込みください。
（◆メール：info@chukidan-jp.com ◆FAX：03-5806-0297）

氏名	(幹事番号)	事務所名	
所在地			
TEL		FAX	
E-mail			

※今後、本案内を希望しない場合は恐れ入りますが にチェックを入れて「03-5806-0297」まで返信してください。⇒【 送信を希望しない 】

※ご記入いただきました個人情報は、当研修会の運営やDVDの販売、アフターフォローのために使用いたします。それ以外の目的には使用いたしません。

【お問い合わせ先】中小企業福祉事業団 事業部 Tel：03-5806-0298 Mail：info@chukidan-jp.com ※中企団FB運営中!

